

養育費に関する公正証書等作成促進補助金 交付申請について

養育費の取り決め（公正証書〈強制執行認諾約款付き〉、調停調書、審判書など）に要する費用を助成します（所得制限・金額上限なし）

●対象者

- ☐ 姫路市在住のひとり親
- ☐ 養育費の取決めに係る経費を負担している人
- ☐ 養育費の取決めに係る債務名義※をもっている人
- ☐ 養育費の取決めの対象となる 20 歳未満の児童を扶養している人
- ☐ 過去に養育費の取決めを交わした同じ内容の文書で、この補助金のほか、他都市の同様の補助金を受給していない人

※債務名義とは、強制執行の権限が記載された公正証書や家庭裁判所で作成した調停調書、審判所、判決等を言います。これらを用いて、養育費の取り決めが守られない場合に、強制執行の手続きを利用することができます。

●補助対象経費

・公正証書の場合

公証手数料令に規定されているもののうち、以下の経費に限ります。

原本	1 行為（養育費に関するものに限りま
超過枚数	作成した枚数
正本	1 通
謄本	1 通
送達	1 件
送達証明	1 件

・調停調書・審判書の場合

申立てに要する収入印紙代
申立てに要する戸籍謄本等添付書類取得費用
（郵送請求に係る切手代は除きます。）

●公正証書の作成について

・姫路東公証役場

（姫路市北条宮の町 3 8 5 永井ビル 3 階 ☎079-223-0526）

・姫路西公証役場

（姫路市北条口 2 - 1 8 宮本ビル 2 階 ☎079-333-2054）

取り決めの内容により、必要書類が異なるため、直接お問い合わせください。

●申請手続きについて

2 ページ目をご覧ください。

●必要書類について

必要書類	
補助対象経費の領収書 ※ 1	
養育費の取決めに係る文書（債務名義化した文書） ※ 2	
申請者本人名義の預金通帳等 ※ 3	
顔写真付き本人確認書類（運転免許証など）	〈窓口にて目視確認〉
1. 児童扶養手当を受給中の方	
児童扶養手当証書	
2. 児童扶養手当を受給しておらず、遺族年金を受給している方	
遺族基礎年金証書	
申請者及び扶養する児童の健康保険等が確認できる書類 ※ 4	
3. 児童扶養手当を受給しておらず、遺族年金を受給していない方	
申請者及び扶養する児童の戸籍謄本又は抄本	
申請者及び扶養する児童の健康保険等が確認できる書類 ※ 4	

※ 1：申請者が負担したもののみ対象となります。

※ 2：公正証書（強制執行認諾約款付き）、調定調書、審判書など。全ページコピーをとらせていただきます。

※ 3：口座番号・口座名義人・支店名等、口座が分かる部分のコピーをとらせていただきます。

通帳レスの口座の場合は、上記同様口座が分かる画面を印刷して持参してください。

※ 4：窓口で以下のいずれかを目視にて確認いたします。

マイナポータル（健康保険証情報）・「資格情報のお知らせ」・資格確認書・健康保険証

●申請方法

上記必要書類をそろえた上で、こども支援課窓口までお越しください。

●申請期限

取決めをした年度の3月末までに申請してください。

申請が間に合わないやむを得ない理由がある場合は、事前にご相談ください。

【お問い合わせ先・申請窓口】

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
姫路市役所

こども支援課 ひとり親支援担当

TEL 079-221-2132